

令和8年度 せまいみち改善事業

＜事業概要＞

居住環境の改善や地域の防災機能の強化を図ることを目的に、岩国市が管理する幅員4m未満の道路を拡幅する事業です。

拡幅する後退用地等（後退用地・隅切り用地）を市に寄附することに対し、奨励金が支払われます。また、後退用地等に対する測量、分筆、登記、舗装等は市が行います。

＜事業対象＞

以下の①～③のすべてを満たすもの。ただし、④のいずれかに該当する場合は対象外です。

① 対象地域

- 旧岩国市、由宇町、玖珂町、周東町の用途地域の指定区域内
※川下地区地区計画の区域を除く

② 対象道路（すべてに該当するもの）

- 建築基準法第42条第2項道路（2項道路）
- 岩国市の市道認定路線（市道）

③ 対象となる土地の要件（すべてに該当するもの）

- 後退用地等を市へ寄附して頂けること（奨励金あり）
- 後退用地等内の支障物件を撤去して頂けること
（支障物件とは、後退用地等内に存する家屋、塀、植栽など、道路拡幅整備に支障となるもの）
- 後退用地等の抵当権等の所有権を制限する権利が抹消できること
- 土地所有者等による境界確定ができ、後退用地等の分筆登記ができること
- 後退用地等を寄附することにより、法令や条例等に抵触しないこと

※その他の要件あり。（道路と後退用地等に高低差がある、給排水管等の埋設物があるなど、現地の状況により道路の拡幅整備が実施できない場合は事業対象から除かれます。）

④ 対象外（いずれかに該当するもの）

- 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定の申請に関連して整備される場合
- 都市計画法第29条の規定による許可を受けて行われる開発行為の場合
- 国、地方公共団体、公社等の公共団体が拡幅整備を行う場合
- 営利を目的とした住宅分譲等を行う場合

＜申請期間＞

「後退用地等拡幅整備申請書」の受付期間です。

（申請書の提出前に、「事前協議書の提出」と「現地協議」を済ませたもの）

令和8年度募集

令和8年5月7日（木曜日）～ 令和8年9月30日（水曜日）

※予算の上限に達した場合は、申請期間内でも受付を終了します。

＜奨励金の額＞

寄附された後退用地等に対し、奨励金を交付します。

後退用地 = 後退用地の面積（㎡） × 後退用地の1㎡当たりの**土地の価格** × **10%**

隅切り用地 = 隅切り用地の面積（㎡） × 隅切り用地の1㎡当たりの**土地の価格** × **100%**

※**土地の価格**とは、寄附年度の**土地の固定資産税評価額**を課税地籍で除いたものです。

※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額となります。

※固定資産税等の滞納がある場合は、奨励金を交付できません。



お問い合わせ

岩国市都市開発部 建築指導課 建築指導班 ☎0827-29-5165